

省エネ改修に係る固定資産税の減額措置

適用期間：平成20年4月1日～令和6年3月31日

◆概要

平成26年4月1日以前^(注)から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事[※]を行った場合において、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

(注) 令和4年3月31日までに省エネ改修を行った場合は平成20年4月1日以前から所在する家屋

※ 一定の省エネ改修工事

平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して行う以下の表のアの改修工事又はアとあわせて行うイ、ウ、エの改修工事（ア、イはいずれも改修部位が新たに現行の省エネ基準以上の性能となるものに限る。）

ア	窓の断熱改修工事 必須
イ	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
ウ	太陽光発電装置の設置工事
エ	高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事

◆適用を受けるための主な要件

- ① 平成26年4月1日以前から所在する家屋であること省エネ改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ② 店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
(ただし、賃貸住宅部分は控除対象外)
- ④ 省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること
- ⑤ ア～エの合計額が税込60万円を超えていること（ウ、エの設備設置工事を行う場合は、ア及びアと併せて行うイの工事に充てた工事費用が税込50万円を超え、ア～エの合計額が税込60万円を超えていること）
- ⑥ 令和6年3月31日までに工事を完了すること

◆適用を受けるために必要な手続

工事完了日から**3ヶ月以内**に、以下の書類又はその写しを当該家屋が所在する市区町村の窓口提出してください。

- ① 固定資産税減額申告書
- ② 増改築等工事証明書 等

※増改築等工事証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかに発行を依頼して下さい。

※必要書類の内容は各自治体によって異なるため、所管自治体HP等をご確認ください